

## 令和元年第2回区議会定例会提出予定議案

### 第1 条例

#### 1 アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の証紙徴収の方法に関する条例の一部を改正する条例

##### (1) 改正内容

下記(3)の法律により日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律が改正されたことに伴い、「軽自動車税」を「軽自動車税の種別割」に改める等の規定の整備を行う。

##### (2) 施行期日

令和元年10月1日（令和2年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に適用）

##### (3) 参考

地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）

公布 平成28年3月31日 施行 令和元年10月1日

#### 2 目黒区特別区税条例等の一部を改正する条例

##### (1) 改正内容

ア 住宅借入金等特別税額控除の適用期間を2年（令和15年度まで）延長する。

イ 寄附金税額控除の対象を特例控除対象寄附金（※）とする。

※特例控除対象寄附金・・・ふるさと納税に対する返礼品について返礼割合を3割以下、  
地場産品等とする基準を満たし総務大臣の指定を受けた団体への寄附金

ウ 単身児童扶養者（※）（合計所得金額が135万円以下の者に限る。）の区民税を非課税とする。

※単身児童扶養者・・・児童扶養手当の支給を受けている父又は母のうち、現に婚姻をしていない者又は配偶者の生死の明らかでない者

エ 令和元年10月1日から令和2年9月30日の間に取得した軽自動車について、環境性能割の税率を1%軽減する。

・2%の税率対象者 → 1%

・1%の税率対象者 → 非課税

オ 環境への負荷の少ない軽自動車に係る種別割の軽課の特例措置の適用期限を2年（令和3年度課税まで）延長する。また、令和4年度及び令和5年度課税に係る種別割の軽課の特例措置の対象車を電気軽自動車等に限定する。

##### (2) 施行期日

ア 上記(1)ア及びイ 公布の日

イ 上記(1)ウ 令和3年1月1日

ウ 上記(1)エ及びオ 令和元年10月1日等

(3) 参考

地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号）

公布 平成31年3月29日 施行 平成31年4月1日

3 目黒区介護保険条例の一部を改正する条例

(1) 改正内容

低所得の第1号被保険者に係る保険料率を減額する。

第1号被保険者の区分		保険料率 (年額)
所得 段階	所得等の状況	
1	ア 生活保護受給者 イ 世帯全員が住民税非課税である老齢福祉年金受給者	33,696 円 → <u>28,080 円</u>
2	世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額＋合計所得金額が80万円以下の者	33,696 円 → <u>28,080 円</u>
3	世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額＋合計所得金額が80万円を超え120万円以下の者	44,928 円 → <u>35,568 円</u>
4	世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額＋合計所得金額が120万円を超える者	52,416 円 → <u>50,544 円</u>

(2) 施行期日

公布の日（令和元年度の保険料率から適用）

(3) 参考

介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（平成31年政令第118号）

4 目黒区災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正内容

ア 下記(3)アの法律の施行に伴い、災害援護資金の貸付利率を改める。

年3% → ・保証人を立てる場合 無利子  
・保証人を立てない場合 年3%以内で規則で定める率

イ 下記(3)イの政令の施行に伴い、災害援護資金の償還方法に半年賦及び月賦償還を追加する。

(2) 施行期日

公布の日（(1)アの改正は、平成31年4月1日以後の災害に係る貸付けに適用）

(3) 参考

ア 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関

する法律（平成30年法律第66号）

公布 平成30年6月27日 施行 平成31年4月1日

イ 災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成31年政令第16号）

公布 平成31年1月30日 施行 平成31年4月1日

## 5 目黒区応急福祉資金貸付条例の一部を改正する条例

### (1) 改正内容

上記4(3)イの政令により災害援護資金の償還に係る違約金の利率が年5%に引き下げられたことに伴い、災害援護資金の取扱いに準じて応急福祉資金の償還に係る違約金の利率を引き下げる。

年10.95% → 年5%

### (2) 施行期日

令和元年7月1日

## 6 目黒区水害援護資金貸付条例の一部を改正する条例

### (1) 改正内容

上記4の目黒区災害弔慰金の支給等に関する条例の改正等に伴い、水害援護資金の貸付利率等についても災害援護資金の取扱いに準じて次のとおり改正を行う。

ア 保証人を立てない場合も貸付けが受けられるよう貸付けの要件を見直す。

イ 水害援護資金の貸付利率を改める。

年3% → ・保証人を立てる場合 無利子  
・保証人を立てない場合 年3%以内で規則で定める率

ウ 水害援護資金の償還方法に月賦償還を追加する。

エ 違約金の利率を引き下げる。

年10.75% → 年5%

### (2) 施行期日

公布の日（(1)ア及びイの改正は、平成31年4月1日以後の水害に係る貸付けに適用）

## 7 目黒区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

### (1) 改正内容

下記(3)の省令の施行に伴い、放課後児童支援員認定資格研修の実施者に政令指定都市の長を加える改正を国の基準に準じて行う。

### (2) 施行期日

公布の日

(3) 参考

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成31年厚生労働省令第50号）

公布 平成31年3月29日 施行 平成31年4月1日

8 目黒区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(1) 改正内容

下記(3)の省令の施行に伴い、職員の病気等による代替保育の実施や卒園後の受け皿となる施設として家庭的保育事業者等に義務付けられている連携施設の確保の猶予期間を、令和6年度末まで延長する等の国の基準に準じた改正を行う。

(2) 施行期日

公布の日

(3) 参考

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成31年厚生労働省令第49号）

公布 平成31年3月29日 施行 平成31年4月1日

第2 区有通路路線の一部廃止

1 区有通路路線の一部廃止について

- (1) 地番 目黒区目黒本町五丁目19番3
- (2) 延長 13.86m
- (3) 幅員 2.66m～2.75m
- (4) 面積 37.69㎡

2 区有通路路線の一部廃止について

- (1) 地番 目黒区洗足一丁目1280番1
- (2) 延長 6.18m
- (3) 幅員 2.71m～2.78m
- (4) 面積 17.00㎡

第3 友好都市協定

1 友好都市協定の締結について

目黒区とソウル特別市中浪区との間で友好都市協定を締結する。

担当 総務部総務課文書係  
電話 03-5722-9206